

1 計画策定の趣旨

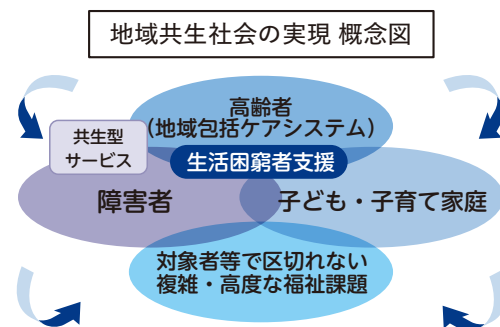
策定の背景・趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

さらに介護保険料の上昇、介護サービス提供体制を支える介護人材の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

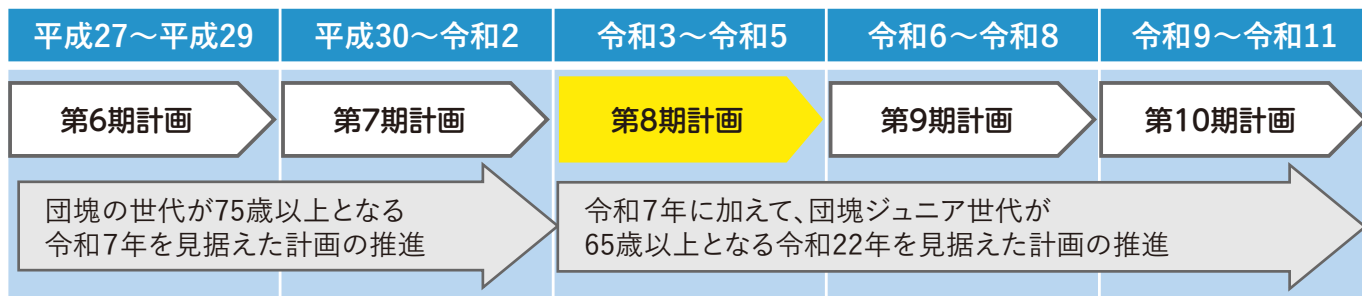
本市では、平成30年3月に策定した「四万十市高齢者福祉計画・第7期四万十市介護保険事業計画」が、令和2(2020)年度で満了を迎えることから、令和3(2021)年度を初年度とする「四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。



計画の期間

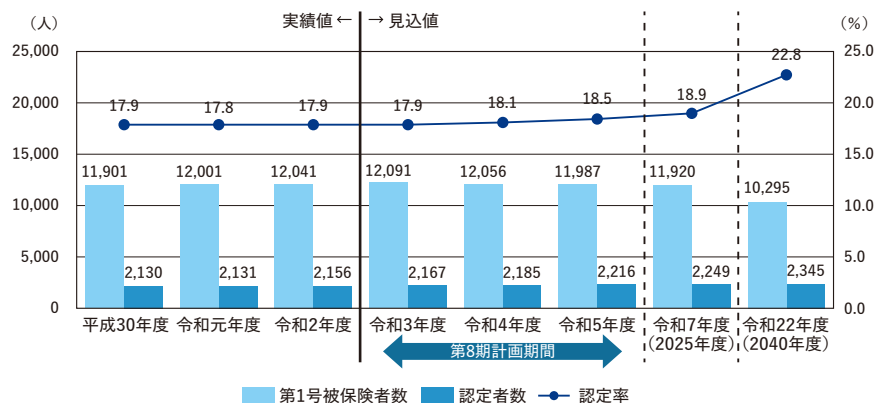
介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。



2 介護保険事業の現状

四万十市の第1号被保険者・要介護(要支援)認定者数について

第1号被保険者数と認定数及び認定率の推移と見込み



本市の第1号被保険者数(65歳以上)は増加傾向にあり、令和2年度は12,041人となっています。要支援・要介護認定者数はゆるやかに増加しながら推移しており、令和2年度は2,156人となっています。要支援・要介護認定率は概ね横ばいの状態で推移していますが、本計画の期間中は増加が見込まれ、令和22年度には22.8%になる見込みとなっています。

3 計画の基本的な考え方及び施策の展開

基本理念

高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送ることができるよう、自助、互助、共助、公助を基本とした地域社会の実現を目指します。

住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの実現

基本目標

基本目標① 介護予防の推進・生活支援体制の充実(整備)

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、豊かな経験や知識・技能を活かし、社会を支える一員として生涯を通じて活躍できるまちづくりを進めます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防を推進するとともに、健康寿命の延伸に向けて、高齢者自身に健康保持増進や重症化防止に努めてもらえるような意識の啓発や正確な知識を普及させ、高齢者の居場所づくりや多様化する生活支援ニーズに対応できる地域づくりを進めていきます。

施策方針	主な施策・事業
1. 健康増進計画の推進 (健康寿命の延伸)	<ul style="list-style-type: none">◇地区健康福祉委員会や広報誌などで健康保持増進に係る情報提供等を行い、住民意識の向上を図ります。◇歯と口の健康に関する情報発信を継続し、セルフケア能力の向上、定期的な健診、専門的なケアの必要性について、啓発に取り組みます。
2. 生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">◇生活支援の担い手となるいきいき生活応援隊養成講座を開催し、介護保険外サービスの効果的な生活支援提供の仕組みづくりに向け取り組みます。◇生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の課題把握・課題解決に向けた支援を行います。◇各地域で地域座談会を開催し、市や関係機関が地域の取り組みに関わりながら、必要な連携や体制づくりを進めていきます。
3. 介護予防・日常生活支援 総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none">◇通所型サービスC事業の利用者数の増加を図るとともに、民間の介護サービス事業所との連携や事業開始に向け、周知や働きかけを行います。◇地区健康福祉委員会の「介護予防・健康推進活動」充実に向けた支援のほか、温水トレーニング教室、まちなかサロンなどの各種事業を行い、介護予防の普及・啓発に努めます。◇「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、人員の確保をはじめとした課題解決に向け協議・調整を行い、事業の早期実施に努めます。
4. 社会参加と生きがいづくりの 充実	<ul style="list-style-type: none">◇高齢者はつつつデイサービス事業により、要介護(支援)認定を受けていない高齢者を対象に、健康管理や介護予防に取り組むとともに、送迎時の買物支援や創作活動等の各種サービスを提供します。◇人手不足の業種に加え、育児・介護といった現役世代を支える分野での就業等、高齢者の就業機会、地域貢献の場や生きがいづくりにつなげるため、シルバー人材センターに対して引き続き支援を行います。
5. 在宅生活支援サービスの 充実	<ul style="list-style-type: none">◇高齢になっても健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地区健康福祉委員会の活動支援や未設置地区への働きかけを行い、設置率向上に取り組みます。◇配食サービスやあんしんコール事業、在宅介護手当や家族介護用品の支給など、在宅で生活する高齢者、その家族への支援を行います。
6. 感染症及び災害への対応	<ul style="list-style-type: none">◇感染症の発生及びまん延などの事態に備え、情報提供や研修の実施、マニュアル・業務継続に向けた計画作成への支援などに取り組みます。◇避難行動支援者台帳の整備や福祉避難所の指定、資器材の整備や開設・運営訓練への支援を行います。また、福祉避難所については新たな指定により受入れ定員の拡充に取り組みます。

基本目標②

地域包括ケアシステムの整備

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を見据えた地域包括ケアシステムの整備を目指し、地域包括支援センターを中心とした関係機関が連携し、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを進めます。

また、今後増加が予測される認知症高齢者を地域で支えるために、認知症高齢者の見守りやその家族への適切な支援や相談体制の構築を図ります。

施策方針	主な施策・事業
1. 地域包括支援センターの運営	◇地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターの業務量と役割に応じた適切な人員配置及び専門職の資質向上により、体制強化を図ります。 ◇高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域や関係機関等との連携により、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に取り組みます。
2. 地域ケア会議の充実	◇個別事例の検討を行う地域ケア会議を定期的で開催し、適切なケアマネジメントの普及を図ります。
3. 在宅医療・介護連携の推進	◇医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、切れ目のない医療と介護提供体制の構築を目指します。
4. 認知症施策の推進	◇「認知症サポーター」養成講座を、引き続き地区健康福祉委員会、事業所、看護学校で開催していくとともに、小中学校や職場、各種団体等にも対象を拡げ、認知症についての理解を広く普及します。 ◇医療・介護の専門職を対象とした研修会や検討会を開催するとともに、認知症の方を介護している家族等が気軽に認知症ケアを学べる機会を提供し、認知症ケアの質の向上を図ります。
5. 高齢者の居住安定に係る支援	◇高齢者が住み慣れた地域で能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、それぞれのニーズに合った、かつ、個人の尊厳が確保された生活の実現を目指し、高齢者向けの住まいの安定的な確保に努めます。

基本目標③

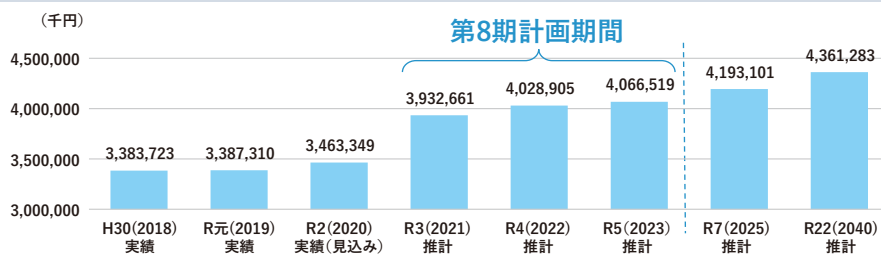
介護保険サービスの充実及び適正な運営

介護保険サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるようにするため、介護サービスの充実を図るとともに、介護人材の確保や業務の効率化、サービス提供者の技術の向上及び介護給付等費用適正化事業への取り組みを推進し、サービスの質の向上と介護保険の安定的な運営を目指します。

施策方針	主な施策・事業
1. 介護保険サービスの基盤整備と質的向上	◇各種調査で把握したサービスのニーズ、事業者による整備意向等を踏まえ、介護人材の不足に関する状況を考慮し、サービス種別の転換、既存事業所の定員増加等を中心に見込むこととします。 ◇介護保険事業所の適正な運営のため、定期的な実地指導を行うとともに適時の集団指導、防災対策の推進を実施します。また、地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席し、運営状況等の確認により必要に応じて助言・指導を行います。
2. 介護人材の確保と労働環境改善	◇「いきいき生活応援隊員養成講座」等の生活支援サービスの担い手養成により、専門的な介護技術を持つ介護職が身体介護に集中できる環境づくりに努めます。 ◇若者等の介護職への理解促進とイメージアップの推進に向け、県が実施しているキャリア教育、介護事業所認証評価制度の広報・周知などの支援、学生向けのリーフレットなどを活用した広報活動のほか、学校での出前講座、施設等への見学、事業所の紹介など介護職の魅力発信に取り組みます。 ◇「介護職員処遇加算」等の加算取得への支援や介護職員向けの相談窓口の広報・周知に取り組みます。
3. 介護給付等費用適正化事業の推進	◇公正・中立な介護認定調査を行うため、調査員の勉強会を開催し、資質向上を図ります。 ◇ケアプラン点検や住宅改修の点検、介護報酬の請求内容の縦覧点検・医療情報との突合等を行い、介護給付の適正化に取り組みます。
4. 介護保険制度の普及啓発	◇積極的に制度の周知を行い、制度の安定的な運営やサービスの円滑かつ適正な利用に資するとともに、家族の介護負担軽減や介護を理由とする離職の防止にもつなげていきます。

4 第8期における介護保険料の算定

介護(予防)給付費の推計



介護予防給付費にかかる費用は認定者の増加に伴い、上昇を続けています。令和3年度以降においても、引き続き右肩上がりで推移する見込みです。

第8期計画期間における介護保険サービスの整備

(1) 広域サービス(指定権者:高知県)

サービス種別	整備数	定員数	整備予定時期
(介護予防)通所介護	1	約10人	令和3年度
介護医療院	2	約90人	令和3年度

(2) 地域密着型サービス(指定権者:四万十市)

サービス種別	整備数	定員数	整備予定時期
看護小規模多機能型居宅介護	1	29人以下	令和3年度
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2	27人(3ユニット)	令和3年度~令和4年度

※高知県より提示された市町村別割当分の定員数を見込む

第8期計画期間の所得段階別介護保険料

本市の第1号被保険者(65歳以上の方)の第8期における1人あたりの介護保険料は、下記のとおりです。

所得段階	対象者	基準値に対する比率(保険料率)	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.3 ※	1,841円	22,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.5 ※	3,068円	36,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.7 ※	4,295円	51,500円
第4段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	5,523円	66,200円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税の世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.0	6,137円 [基準額]	73,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	7,364円	88,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	7,978円	95,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	9,205円	110,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.7	10,432円	125,100円

※低所得者に対する軽減強化

調整率(第1段階)0.5→0.3 (第2段階)0.75→0.5 (第3段階)0.75→0.7

介護保険料については、平成27年度から、公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を段階的に実施してきましたが、令和元年10月の消費税率10%への引上げにあわせ、令和2年度からは完全実施しています。

発行 四万十市(高齢者支援課 介護保険係)

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
0880-34-1111(代表)